冊 弁でG 第87回

トピック

東京家裁本庁における少年事件に関する書類の提出先など

刑事弁護委員会 副委員長 本多 貞雅 (61 期) 委員 徳永 裕文 (67 期)

1 はじめに

刑弁でGO!第83回(LIBRA2019年2月号)では、「東京地裁本庁における刑事に関する書類の提出先など」をご紹介しました。

本稿は、同様のテーマで少年事件の場合をご紹介します。

少年事件は、そもそも配点自体が成人刑事事件に 比べて低く、初めて受任した際には周囲の弁護士も よく知らないので、新人弁護士ではない弁護士でも 戸惑うことが多いのではないかと思います。

そこで本稿は、初めて(あるいは久しぶりに)少年 事件を受ける際、事務手続的に最低限注意すべき ポイントに絞ってご紹介します。手続の詳細は、東 京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員 会編「少年事件マニュアル」(会員ページよりダウン ロードすることができます)に記載されていますので、 より詳しくはそちらをご確認下さい。

2 家裁送致される際

① 付添人選任

少年の被疑者段階は、ほとんどのケースが成人の被疑者段階と同様の手続を辿ることになります(ただし、少年法(以下、単に「法」とします)第43条に規定される、勾留に代わる観護措置という制度もあります)。その場合、事務手続としては、成人の場合と特に変わることはありません。

成人と大きく異なるのは、家裁送致される際です。

まず、被疑者段階で弁護人として選任されていて も、少年審判段階で当然に付添人に選任されるわけ ではありません。少年審判段階で改めて付添人に選 任される必要があります。

私選付添人として選任される場合には、付添人選任届を提出する必要があります。この提出先は、家裁送致当日は少年部訟廷事務室事件係(家裁9階、以下「事件係」といいます)に、翌日以降は係属部の書記官室に提出します。

他方,国選付添人の選任を求める場合には,家裁送致前の段階で,事件係宛に,国選付添人の選任についての申入書(少年事件マニュアル手続編・書式16)をFAXし,法テラスには国選付添人の選任に関する要望書(同・書式17)をFAXしておきます。家裁送致される日は,勾留満期の日とは限らないので,被疑者段階で担当検事から聞いておく必要があります。

② 観護措置

さて、家裁送致される際に自ずと要求される活動 としては、観護措置を争うことです。観護措置を争 うために、観護措置を回避すべき旨の意見書を提出 し、担当裁判官と面接したいと考えることが多いと 思います。その際の手続の概要は以下のとおりです。

家裁送致当日の午後1時頃までに,前記の付添人 選任届と共に,意見書を事件係に提出します。面接 希望の場合は,その際に面接希望である旨も告げま す。国選付添人就任予定の場合は,選任前であって も,東京家裁は提出を認めています。 争った結果、あえなく観護措置決定がなされた場合には、異議申立て(法第17条の2)、あるいは、観護措置取消し(法第17条第8項)の申立て(職権発動を促すものと解釈されています)をすることになると思います。前者の場合の提出先は事件係であり、後者の場合の提出先は係属部書記官室になります。

3 家裁送致された後

家裁送致された後に重要なのは、記録の閲覧・謄写です。法律記録は、東京家裁9階にある記録閲覧室で閲覧を申し込み、そこで閲覧することができます(閲覧に際しては、担当書記官と事前に日程を調整しておくことが望ましいです)。謄写許可を受けた場合には、同室設置のコピー機で謄写することができます。司法協会に謄写を委託する場合には、家裁9階の司法協会に申し込みます。一方、社会記録は、係属部で閲覧を申請し、係属部書記官室で閲覧します。

また、審判に先立ち、意見書や資料を提出すると 思いますが、それらは係属部に提出します。審判に 先立ちFAXで提出して、審判期日に原本を持参す るということでも可能のようです。資料を調査官に 早く見せたいなどの事情があれば、事前に調査官の FAX番号を聞いておくと良いでしょう。

4 終局決定後

審判において終局決定がなされた後、同決定に不 服がある場合、保護処分については抗告(法第32条) をすることができます。

抗告理由を検討するためにも、速やかに決定書謄本の交付申請をする必要があります。この交付申請は係属部書記官室で行います。

保護処分決定に対する抗告自体は、原審付添入の立場ですることができます。しかし、付添人は審級ごとに選任されなければなりません(少年審判規則(以下、単に「規則」とします)第14条第4項)。そこで、抗告申立書を提出する際に、高等裁判所宛の付添人選任届も一緒に提出します。提出先は、原裁判所つまり東京家裁の事件係です。

抗告申立書は、刑事控訴審における控訴申立書とは異なり、抗告の趣意を簡潔に明示したものが必要です(規則第43条第2項)。すなわち、具体的な抗告理由の記載が求められます。抗告申立書に、抗告理由を追って提出、とすることはできますが、その抗告理由も抗告申立期間内に提出しなければなりません。

とりわけ原決定が少年院送致だった場合には、次の点に留意する必要があります。すなわち、保護処分決定は、告知によって直ちに効力を生じるため、数日のうちに少年院に移送されてしまいます。したがって、審判後、すぐに書記官に少年との面会を申し入れ、家裁内の少年鑑別所分室で面会し、抗告の意思確認をしておき、付添人選任届を取っておくのが望ましいと思われます。また、抗告を申し立てても、執行停止の効力はありません(法第34条本文。ただし書では、職権で執行停止することができることになっています)。したがって、抗告申立ての内容を打ち合わせたい等の場合は、少年院に面会に行く必要があります。

5 おわりに

本稿は、ごく基本的な手続に関しての事務手続等に絞ってご紹介しました。少年事件の弁護・付添活動に関する手続は、前記少年事件マニュアルにより詳しく書かれているほか、LIBRA2011年12月号2頁「東京家裁書記官・調査官に訊く―少年部編―」も参考になりますので、ご覧下さい。